

## 誓約書

兵庫県身体障害者補助犬貸付要綱を遵守し、これに違反した場合は、同要綱第14条第1項の規定するところにより補助犬を返還し、又は第15条第1項の規定により賠償することに異議ありません。

ここに誓約します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者住所

氏名

印